

平成 15 年厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)
精神障害者の社会復帰に向けた地域体制の整備に関する研究

分担研究報告書

社会復帰施設機能の測定に関する研究

—精神障害者の退院・社会復帰における住居確保のあり方について—

分担研究者 竹島 正

国立精神・神経センター精神保健研究所

精神障害者の退院・社会復帰における住宅確保に関するヒアリングから —住宅確保対策の検討課題について—

広島大学 橋本 康男

研究要旨

精神障害者の退院・社会復帰における住宅確保対策には、地域での支援体制の整備が必要となることから、なぜ社会復帰を進めていくのかという理念についての整理と社会での共有が重要であると考えられた。

また、住宅は、単に生活の場という以上に社会復帰のための生活訓練の場という性格も持っており、退院からグループホーム、単独生活へというような社会復帰の連続的な流れの中で考えていく必要があると思われる。

住宅自体については、迅速なケアが提供できるための立地条件の確保、保証人などの契約関係、防音・防火などの設備関係、火災保険や損害補償の対策、家賃支払いの確実化などへの対応が重要であるほか、生活ケアだけでなく住宅設備関係のケアの提供という概念も必要だとの指摘があった。

また、住宅関係のトラブルも服薬管理などの生活ケアによって予防や緩和が期待されることから、地域での理解と居場所の確保など周囲の支援体制の整備が求められている。

このほか、行政に対しては精神科の病院に入院させればそれで責任終了という姿勢があるとの批判などがあり、精神科の病院に関しては囲い込みの進行との指摘と地域の受け入れ態勢の未整備との反論があり、今後、社会復帰を誰がどのように進めていくべきかの議論が、住宅確保問題の解決のためにも必要だと考えられた。

A 研究目的

精神障害者の退院・社会復帰における住宅確保を検討する際の検討課題について、関係者へのヒアリング結果を元に検討する。

B 研究方法

精神障害者の社会復帰に関わっている精神科の病院、精神障害者通所授産施設、行政によるこころの健康センター等の医師、看護師、精神保健福祉士、ソーシャルワーカー、社会福祉協議会職員などのほか不動産会社の経営者にヒアリングを行った。

(倫理面への配慮)

本研究は、精神障害者の住宅確保について、地域の関係者からの聞き取りにより一般的事項について検討していることから、倫理面の問題はないと判断した。

C 研究結果

1. 社会復帰の理念整理の必要性

精神障害者が地域で自立して生活する中で、夜間に部屋の中を歩き回ったり奇声を発したりといった近隣住民への迷惑行動や服

薬による朦朧とした状態での火の不始末によるボヤを起こすといった危険行為などが時には発生するために、その住宅確保は容易ではなく、社会復帰の支援をしている関係者の苦労は尋常ではない。

しかしながら、地道な努力を通じて地域の理解を得るとともに、定期的なケア体制を確保することにより社会復帰を実現している例もあることから、社会での支援体制が整備されれば住宅確保についても環境が改善されるものと期待される。

ただし、そのためには、なぜ社会復帰をさせようとするのかについての理念の整理が必要であると感じられた。単に社会的入院にかかる医療費の節減という観点から精神障害者の社会復帰の推進が唱えられているのではないかとの指摘も中にはあった。

地域の理解を得て社会復帰の支援体制を整備していくためには、社会復帰の目的は、精神障害を抱えている人たちに社会での自己の可能性を開拓する機会を提供することであり、そのためには経費支援を含む必要な支援を社会として提供していくべきであるという理念を、社会で共有していく必要があると考えられた。

2. 社会復帰の流れと生活形態

一般に、入院している精神障害者が社会復帰する際に、退院後すぐに一人で生活を始めるということについては、環境の激変防止、生活訓練の点からも適当ではなく、また、本人の不安も大きい。このため、通常は共通のスペースを持つグループホームに一旦入居した上で、一定期間の生活経験を積む必要がある。このように、住居確保対策においては、単純に単独生活用の居宅の確保だけを考慮するのではなく、グループホームの確保など社会復帰の段階的な過程に配慮した視点が必要であるとの指摘があった。

このためには、社会復帰の段階的進展の状況によっては、いつでも病院に再入院できるような柔軟な環境整備も必要との指摘もなされた。

このように、精神障害者の社会復帰は、一気になし得るものではなく時間をかけながら段階的に進めていく必要があることから、その過程を継続的に支援する支援者の存在が求められている。

3. 住宅に関わる問題とその対応

冒頭に述べたように、精神障害者が地域で自立して生活する場合には、夜間に独語しながら部屋の中を歩き回ることにより階下や隣接した部屋の住人に迷惑をかける騒音、振動等の迷惑行為や、服薬による朦朧とした状態でガスコンロやタバコの火の不始末によってボヤを起こしたり風呂の空焚きをしてしまうといった危険行為、ドアの鍵を壊したりガラスを割ったりする住宅設備関係のトラブル、お金の自己管理が十分にできないために生じる家賃の滞納などが問題として指摘された。

ただし、このような問題は一部の人に限り、そのような人たちについても定期的な服薬管理など日常的に必要なケアが提供されれば、かなりの程度解決可能であるとの指摘もあった。

また、入居に際しては、保証人を得にくいという点も賃貸契約締結上での障害となるとの指摘もあったことから、公的な保証人サービスの提供や、賃貸契約や空室対策などを包括的に行う仕組みの検討なども必要と考えられる。

このほか、住居に関しての必要な条件とし

ては、何かが起きた時に迅速に対応が可能なように、ケアの提供施設(病院や支援施設等)から20-30分圏内の立地であること、防音性能の高い壁や床など、火災報知器などの防火設備、生活保護費からの火災保険料の支払いを可能とすること、家主へ直接に家賃の代理支払いを可能とすることが必要であるとされた。また、石油ストーブではなくエアコン、ガスコンロではなく電磁調理器にするとか防災カーテンを採用するなどの火災予防のための設備の確保、安否の確認のための手段や緊急時の非常通報装置の整備、生活ケアだけではなく住宅設備関係のケアサービス機能の必要性、周囲に損害を与えた場合の損害補償制度の必要性などが指摘された。

4. 地域での支援体制

地域で暮らすということは、町内会・自治会に入る、回覧板を回す、決められた曜日と時間にゴミを出す、行事を手伝う・参加する、役員や係りを引き受けるなど、生活の主体者としてあたりまえのこととして地域参加していくことをめざすことであり、そのためには、住宅の確保についても、地域にある空き家や空き社宅を転用することも、生活感や普段の暮らし感覚を取り込みやすいのではないかと指摘があった。定期的にオープンハウスをするなど日頃から近隣者と行き来する機会を増やし、いざという時の専門職への連絡もスムーズにしてもらえるなど顔なじみの人間関係づくりをめざし、普段のご近所付き合いの感覚でゆるやかに見守る体制を作るものの大切さも指摘された。

また、金銭管理や契約行為等が困難な人については、社会福祉協議会(社協)等の福祉サービスを利用するとか、勤務先や作業所の同僚や職員からの生活面の支援も活用するなど、地域で暮らし続けられる基本的な生活設計を行い、行政や医療関係者に加えて、社協等の関係福祉団体や当事者会、地域生活支援ボランティアグループ、町内会・自治会関係者等による地域ケアの体制をつくる必要があるとの指摘があった。

このほか、以前は工場等への通いの外勤から食事付きの住み込みの勤務という形で段階的退院が実現していたが、住み込み勤務の機会がなくなってきたため、アパート退院に移ってきているとの指摘もあり、派遣労働制度の拡大を利用した就労の場の確保と住宅

の確保とを一体的に検討する必要もあると思われる。

5. 社会復帰の支援体制

精神障害者の社会復帰については、行政に対しては、一旦精神科の病院に入院させたらそれで責任終了という姿勢があるとか退院により生じる問題については病院の責任だと押し付けることがある、精神障害者の社会復帰においては生活保護の受給率が高いため生活保護率の上昇を避けるために自市内での社会復帰を好まない傾向があるなどの指摘もあった。

また、精神科の病院については、病院関係施設への囲い込みが進んでいるとの指摘もあったが、病院による囲い込みについては、病院側からは地域の受け入れ環境の未整備を指摘する声もあった。

このように、精神障害者の社会復帰に係る住宅確保は、住宅問題だけを取り出して解決を図ることは難しく、精神障害者の社会復帰の支援体制の整備を図る中で、対応を図っていく必要があるように思われた。

特に、生活を安定させるために必要な経済的な安定は、精神的な安定にも密接に結びついており、無年金者対策など安定的な収入確保対策が同時に重要であるとの指摘があった。

まとめ

精神障害者の社会復帰については、標準的な復帰のステップやそのケアマネジメントの体制が十分整備されているとは言えず、住宅に関して起きている問題の洗い出しと対応方策の整理もまだ十分行われていない。

今後、退院・社会復帰における住宅確保を進めていくためには、行政や精神科の病院、支援団体などのそれぞれが、どのような役割と責任を担っていくのかを明確にするとともに、グループホームから単独生活用のアパート確保への社会復帰の各ステップに応じた対策と、小規模作業所、授産施設、地域生活支援センターなどの地域での居場所づくりとの両面を通じて継続的にケアマネジメントを提供していくことが必要であると思われた。

なお、最後に、現在進められている国と地方のいわゆる三位一体の財政改革の中で、地域のグループホームや地域生活支援センタ

ーなどの整備への支援が後退するのではないかと強い懸念の表明があったことを付記しておきたい。